

基礎年金番号の重複付番等の解消及び新規発生防止等の対応について

I 重複付番の解消

1 重複付番の課題

○ 「重複付番」とは、同一の者が複数の基礎年金番号を保有していることである。仮に重複付番があった場合でも、年金裁定の際に、他に基礎年金番号がないか十分確認した上で事務を行うこととなっている（日本年金機構のマニュアルより）が、事務処理に時間がかかる等から、迅速かつ正確な年金裁定ができない可能性があり得る。このため、これまでも、4項目（氏名、生年月日、性別、住所）一致者を対象に重複付番の調査・解消処理等を行うなどの対策を講じてきたところである。

○ 今般、3項目（氏名、生年月日、性別）一致者のうち3,000組についてサンプル調査を実施したところ、重複付番の可能性のあるものが約43万組あり、そのうち約20万人に重複付番があると推計された。（基礎年金番号数は1億641万件で20万人は0.2%に相当）

（例）重複付番が発生するケース

・20歳未満で就職し、厚生年金被保険者となった者が、20歳の時点でその旨を申し出なかったため、国民年金の加入者として新規付番

※・基礎年金番号と住民票コード紐付け状況（違う住民票コードがついていれば別人）、過去の加入期間の重複（重複があれば別人と考えられる）等により重複付番者を推定

・同一人と判明したもの以外は、同氏名、同生年月日の別人と考えられる。

○ これを受け、重複付番対策の一層の徹底・充実を図り、より迅速かつ正確な年金裁定や適切な業務管理が行われるよう、今般、重複付番対策の対象範囲を3項目一致者にも拡大し、既に重複付番となっていることが判明した者について、平成24年度及び25年度において「集中的」に解消処理を行っていくとともに、「新規発生防止策」を積極的に講じていくこととする。

2 重複付番の具体的解消策

(1) 既発生分の整理

① 3項目一致者への新たな対応（別紙1参照）

- 平成24年度は、「年金受給者」について3項目一致者の抽出を行い、本部(記録管理部)で解消処理を行う。
 - ・ 職員審査により職権による同一人特定を行うこととしているが、職員審査でも同一人、別人の判断ができないものについては、確認のお願い(照会票)を送付したうえで解消処理を行う。(照会票送付件数は最大で8万件と見込んでおり、送付時期は平成24年10月以降の予定)
 - ・ 職員審査及び照会票による重複付番の解消数の合計は7万件を見込んでいる。
- 平成25年度は、「被保険者」について3項目一致者の抽出を行い、対象者あて確認のお願い(照会票)を送付(対象者：25万件 25年6月予定)し、その回答結果を基に記録管理部で解消処理(重複付番解消件数：13万件)を行う。

② 4項目(氏名、生年月日、性別、住所)一致者の重複付番解消策の改善(平成25年2月予定)

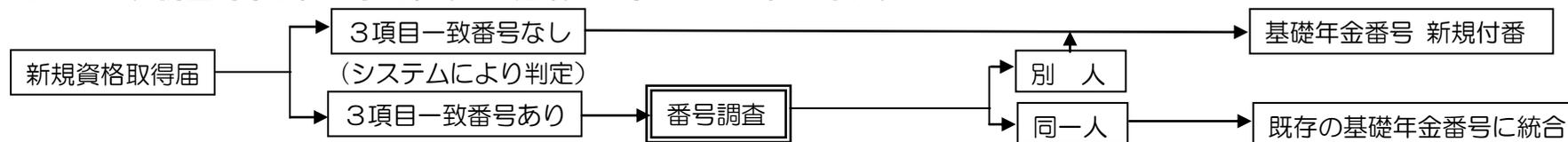
4項目一致者については、重複付番であることが明らかであるため、従来から定期的に抽出して「重複付番者一覧表」を作成し、これを基にその解消を図っている。(別紙2参照)

今後、「新たな4項目目」(平成9年以降の住所履歴、配偶者一致)を抽出条件に加えることで、重複付番者として把握できる範囲を拡大し、より多く捕捉して解消につなげていく。

(2) 新規発生の防止

① 基礎年金番号有無調査(以下「番号調査」という。)の改善(平成24年7月)

新規の資格取得届を入力した際に、3項目が一致する基礎年金番号が既に存在する場合、その番号が同一人物のものであるかを対象者へ文書で確認する調査(番号調査)を行っているが、同一人判定を行うための漢字丸め(例：高=高など)の範囲を拡大することで、調査対象を拡大する。(39種類の文字について拡大予定)



② 番号調査方法の効率化（平成24年8月）

国民年金の20歳付番時等に提供される住民票コードを利用し、住民票コードが一致する場合は番号調査を行わずに同一人と判定し、速やかに既存の基礎年金番号の使用を開始する。

③ 調査票の改善（平成25年4月予定）

- ・番号調査の際に、重複の疑いのある他番号の記録（制度、期間の直近3記録）を印刷することで、過去の勤務先名称や住所を思い出して回答しやすくし、回答誤りを減少させる。
- ・調査票の未送達分が住所変更された場合に自動的に再送付する。
- ・お客様からの回答がない場合、自動的に再送付を行う。

④ 本人確認が十分にできない場合の新規付番の適正管理（平成25年4月予定）

- ・現在、資格取得時の番号調査に対して回答がない場合、20歳到達者の届出によらない適用などの際に、通常の基礎年金番号を新規付番している場合があるが、これにより新たに重複付番を生じさせる可能性がある。このような場合に付番はしないこととすると保険料納付を求めることができなくなり、未加入者（未付番者）が増加するおそれがある。
- ・そこで、今後は3項目一致の場合には、「重複付番の可能性のある基礎年金番号」に替えて他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号 990X で始まる番号）を付番し保険料納付勧奨等を進めたうえで、以下のフォローアップを徹底することとする。

(3) 仮基礎年金番号のフォローアップによる解消（案）（別紙3参照）

仮基礎年金番号を付番した者については、以下のフォローアップ施策を講じ、早期に通常の基礎年金番号に統合又は変更することを目指す。

- ① 仮基礎年金番号の付番時には、他に3項目が一致する基礎年金番号があり重複付番となっている可能性があることを通知するとともに、重複がないか確認する調査票を送付する。
- ② ①の調査票に未回答の方には、2ヵ月後、4ヵ月後に調査票を再送付する。
 - ①又は②の調査に対して重複付番である旨の回答があった場合には、既発の基礎年金番号に年金記録を統合し、統合後の記録をお知らせする。重複ではないとの回答があった場合には、仮基礎年金番号を取り消し、通常の基礎年金番号を付番する。仮

基礎年金番号の年金手帳は回収し、又は廃棄していただく。

- ③ その他、ねんきん定期便に注意喚起文と他に基礎年金番号ありの申出書を同封して送付すること、ねんきんネットのログイン後の画面に、仮基礎年金番号の方には注意喚起文を表示すること、ねんきんダイヤルに相談があった際に、仮基礎年金番号の方については他の通常の基礎年金番号がある可能性がある旨を説明すること等によって、早期に、仮基礎年金番号を通常の基礎年金番号に統合する。
- ④ これらのフォローアップに最終的に協力いただけない場合は、裁定の際に他の基礎年金番号がないか確認していることに加え、
- ・年金裁定請求が提出される際に、仮基礎年金番号の方については他の通常の基礎年金番号がある可能性がある旨を説明する
 - ・年金裁定業務にかかる特定重点事項(チェックシート)に仮基礎年金番号の記述を加え職歴の追加を確認する
 - ・老齢年金のターンアラウンド用裁定請求書に他に基礎年金番号がある旨や職歴の追記の注意喚起文を同封して送付する
- 等によって、仮基礎年金番号を通常の基礎年金番号に統合したうえで年金を裁定することとなる。

Ⅱ その他の課題への対応

1 未加入者（未付番者）

① 20歳以上者

下記の年齢に到達した者について、毎月、住基ネットから情報提供を受け、既に付番されている者を除き、国民年金の資格取得届の届出勧奨を行い、届出がない場合は届出によらない適用事務を継続的に実施することで未加入者を解消する。

i) 20歳到達者（平成15年度から実施）

ii) 34歳または44歳に到達する未届者(平成21年度から実施)

* 適用勧奨の対象年齢については、今後、法律改正（受給資格期間の短縮）の動向を踏まえて検討する。

② 平成9年以前の退職者でその後も未加入者

i) いわゆる無年金者の方からの被保険者記録についての問い合わせがあった場合に、基礎年金番号が未付番である場合は、付番するよう年金事務所等に指示【記管指2010-3(平成22年1月25日)】

ii) 黄色便の回答の際に、基礎年金番号が未付番である場合に付番して回答する。

③ 外国人

外国人登録が廃止され、平成 25 年 7 月から住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）に外国人居住者も収録されるため、住基ネットを活用した①の適用事務の実施を検討する。

（注）外国人の氏名について、住民基本台帳法の改正に伴い、平成 25 年 7 月を目途にアルファベット登録者についてはアルファベットによる管理を可能とする方向で検討中。

2 本人確認の強化

○ 基礎年金番号を有している方（20歳以上は全ての方）は、就職の際に年金手帳（共済組合等に参加していた方は基礎年金番号通知書）を事業主に提出しなければならないこととなっている。事業主は、年金手帳等の基礎年金番号、氏名、生年月日を確認のうえ資格取得届に記入することとなっている。しかしながら、資格取得届の基礎年金番号欄が空欄のものがある。

○ 日本年金機構において、資格取得届の提出時に住民票等の身分確認等ができる添付書類を求めている。また、資格取得届に基礎年金番号が空欄である場合は、20歳以上は基礎年金番号を有していることを前提に職歴（＝年金手帳再交付申請書）を含め事業主へ確認等はするものの、事業主等の申出により基礎年金番号を新規付番する現状にある。

○ 今後、資格取得届に基礎年金番号の記載のない者（年金手帳再交付申請書の添付のあった者で4項目が一致しない者を含む。）については、事業主に住民票、免許証の写又はパスポートの写等による本人確認を求めることとし、これができるまでの間、処理を保留する。

3 死亡者

○ 加入者、受給者は法令上 死亡届出（受給者については平成23年7月より住基ネットと連動することにより自治体へ届出れば足りることとなった）の義務があるが、受給待機者には義務が課されていない。受給待機者については、裁定請求書（ターンアラウンド用）及び69歳到達時の未請求者へのお知らせの送付のため、住所把握の必要性もあると考える。

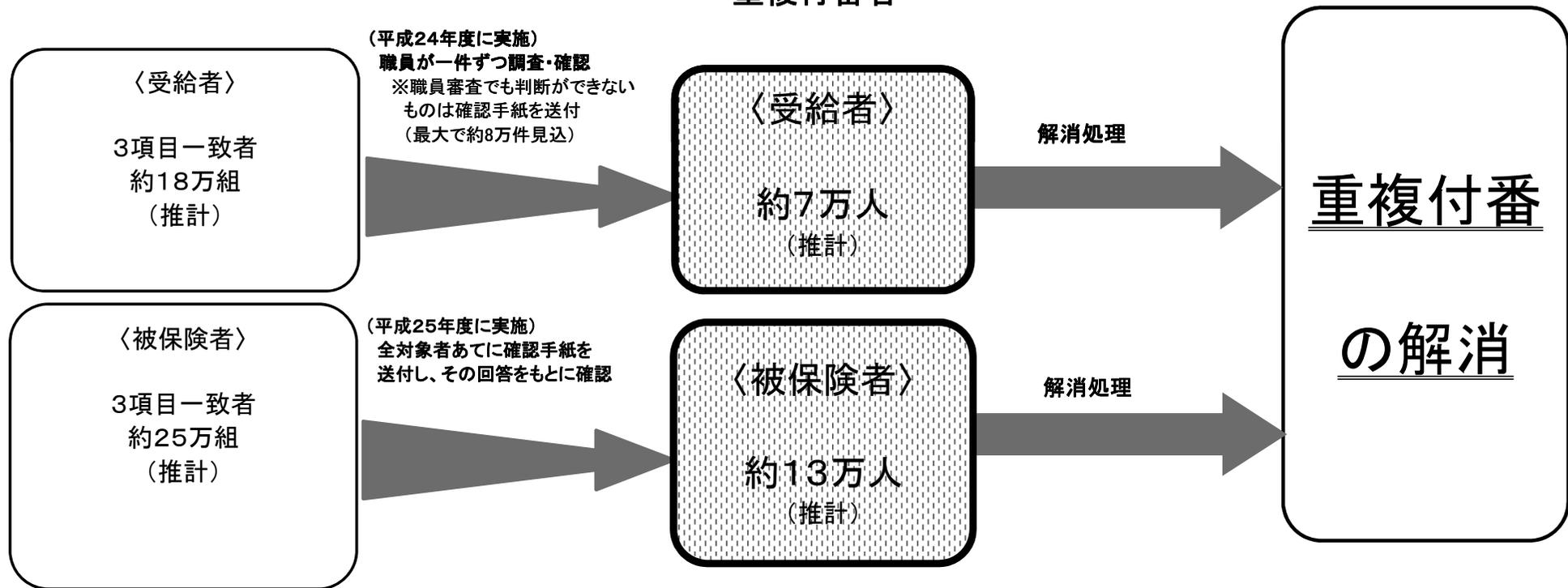
このため、何らかの方法で住所や死亡情報を入手できないか、厚生労働省年金局への検討を依頼中。

- なお、過去の死亡情報が収録されていないことで、現存の被保険者や受給者の記録管理や年金裁定に直接問題が生ずることはないが、正確な番号数の把握ができないなど業務管理上好ましくないため、死亡情報が未収録となっている基礎年金番号について調査・検討のうえ、死亡情報の収録を進める。

重複付番(3項目一致)の解消に向けた新たな取組について

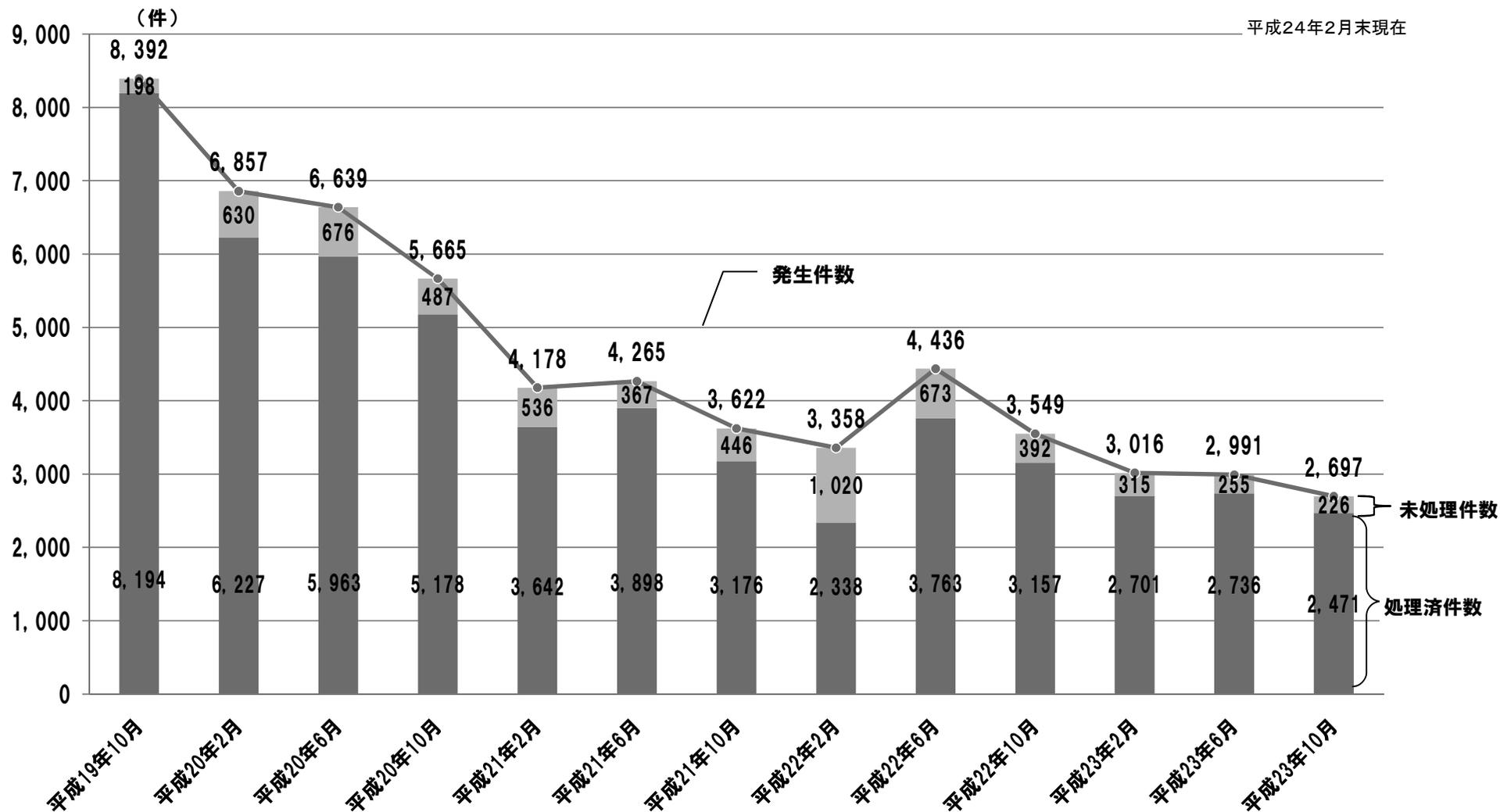
- 「重複付番」とは・・・同一の者が複数の基礎年金番号を保有している状態
- 重複付番が発生すると・・・年金裁定の際に、他に基礎年金番号がないか十分確認することとなっているが、事務処理に時間がかかる等の課題
(これまでも、4項目一致者に係る重複付番対策等を実施)
- ⇒ より迅速かつ正確な年金裁定や適切な業務管理のため、重複付番の早期解消や新規発生防止策をより積極的に推進

重複付番の「可能性」のあるもの



基礎年金番号重複付番(4項目一致)数の推移

基礎年金番号の重複付番を解消するため、平成12年12月、平成16年度以降毎年、平成19年1月以降は年3回、重複付番の者(氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者)を把握し、ご本人等に確認のうえ重複付番の解消に努めている。



仮基礎年金番号のフォローアップによる解消(案)

